

初見

ゆゑに、姓尸を重くせり、されば大臣は臣姓の中の長者、大連は連姓の中の長者といはんが如し、やうく、後に至ても、なほ此制みだれず、同宗の中、第一の人を宣旨にて氏上と定め、一氏中の事を、行はしめ玉ひしかば、氏上たる人、氏人を率て朝廷に奉仕したりき、これに仍て氏上は誠に、氏中のいとおもき者なりき、然るに選官の制いよ／＼盛になり、恪勤の勞、臨時の功によりては、宗中の長者をこえて、拔擢せらるゝ者もありなごして、いつとなく、氏長の勢むかしにかはれり、されども、藤原橋の如きには、なほ長者の稱のこりしからに、此抄にかく、殊に載られたる也、まことは長者といふこと、藤原橋にかざるには、あらず、いづれの氏にもありし也、

〔日本書紀二十七〕三年二月丁亥、天皇命大皇弟、宣增、換冠、倍位、階名、及氏上、民部家部等事、

〔續日本紀文武〕大寶二年九月乙丑、○乙丑當詔甲子年○天智三年定氏上、時不所○不所恐載氏令被賜

姓者、自伊美吉以上、並悉令申、

〔姓序考〕氏上

天武朝廷十年十一年に、諸氏の氏上を定め給へれど、なほ是より以前にも、氏上を定め給へることのありしにや、文武紀第二に、大寶二年九月乙丑詔に、甲子年、定氏上、時不所載氏、令被賜、姓者、自伊美吉以上、並悉令申とみえし、甲子年は、天智朝廷三年なるべけれど、書紀にこのこと見えざれば、脱せしにやあらん、

〔標註職原抄別記下〕氏長者

推古孝徳の御代の比より、冠位官職の事ども、やうく盛になり、臣連二造の職を代々にせし道廢れて、後、姓はたゞ徒らに氏に屬たるものとのみなりはて、終に天武天皇の御代に至り、あまたの姓どもを混じて、たゞ八色に定給へり、○中かく姓によりて仕奉る義の廢たるまゝ、に、姓はいたづらなるものになれ、ども、おのづからまた一氏一氏を統るものはなくて、えあ